

一般社団法人 福岡県地質調査業協会 定款

平成 25 年 4 月 1 日 制定

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人福岡県地質調査業協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、福岡県民の安全の向上及び環境の保全を図るため、地質調査の技術の向上及び地質調査業の進歩改善を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地質調査の技術に関する調査研究及び啓発事業
- (2) 地質調査業の経営の改善に関する調査研究及び指導
- (3) 地質調査及び地質調査業に関する法制及び施策の調査研究
- (4) 地質調査及び地質調査業に関する情報、資料の蒐集、交換及び提供
- (5) 地質調査及び地質調査業の社会的使命、社会貢献及び地域貢献に関する啓発指導
- (6) 関係官公庁及び各種団体との連絡調整
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員)

第 5 条 この法人の会員は、第 3 条の目的に賛同する福岡県の地質調査業に関わる個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもつて構成し、この会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により理事長に申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、理事長は、その会員に対し除名した旨の通知をしなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 1年間以上会費等を滞納したとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員が資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総 会

(総会の構成等)

第12条 この法人の総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(総会の権限)

第13条 総会は、次の事項について決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、総会で決議するものとして、法令又はこの定款に定める事項

(総会の開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、総会を招集するには、会員に対し、総会の日々の2週間前までに、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 会員の総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を理事長に提出することにより、他の会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上14名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長を法人法上の代表理事とし、副理事長を同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第23条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対し、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第30条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この会の重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。
- 3 顧問は、理事会の議決を得て、理事長が委嘱する。
- 4 顧問の任期は、第27条第1項及び第2項の規定に準ずる。
- 5 顧問は、無報酬とする。

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事長は、理事会の日の2週間前までに、各役員に対して、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長が議長の職務を代行する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印をしなければならない。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第47条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため必要があると認めたときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の決議により、理事長が委嘱する。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所用の職員等を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事（理事長）は、福田久弥とする。
4. この法人の最初の業務執行理事（副理事長）は、花村修、高田誠とする。